

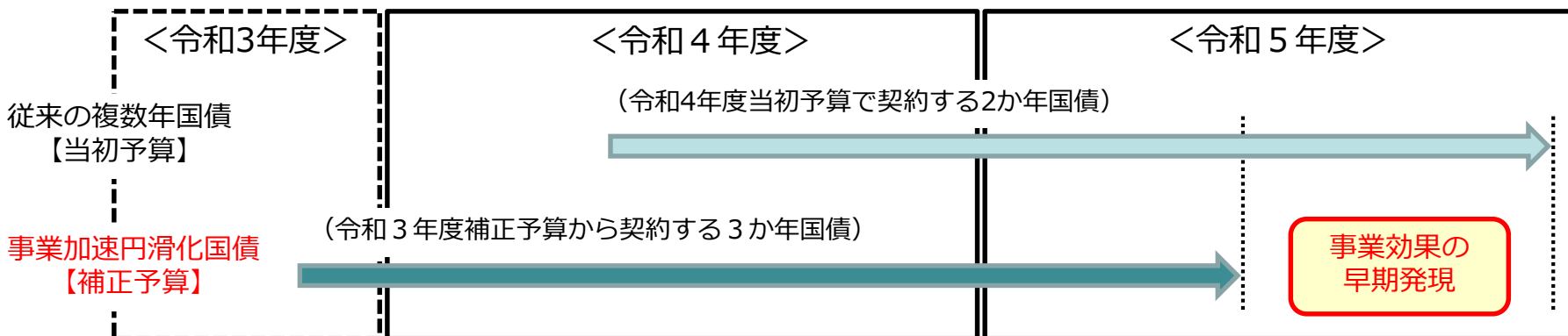
令和3年度 補正予算
「事業加速円滑化国債」について

中部地方整備局 技術管理課
令和3年 12月

「事業加速円滑化国債」について【概要】

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策や災害復旧等の事業の円滑な実施のため、補正予算による発注においても複数年度にわたる工事等が実施可能となるよう、令和3年度補正予算では、補正予算からスタートする国庫債務負担行為を活用した発注方式（事業加速円滑化国債）の取組を実施。
- 3か年以上にわたる国債契約においては、当該契約の中間年度（契約会計年度の翌年度）の支払限度額について、当初契約時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算執行が可能となった時期以降で既済部分払等の支払いを可能とする。

■ 事業加速円滑化国債のイメージ



■ 年度別の「出来高」と「支払」のイメージ ※C=200の工事とした場合

	<令和3年度>	<令和4年度>	<令和5年度>
出来高予定額	0	160	40
支払限度額	64	0	136
支払限度額 (補正)	64	80	56

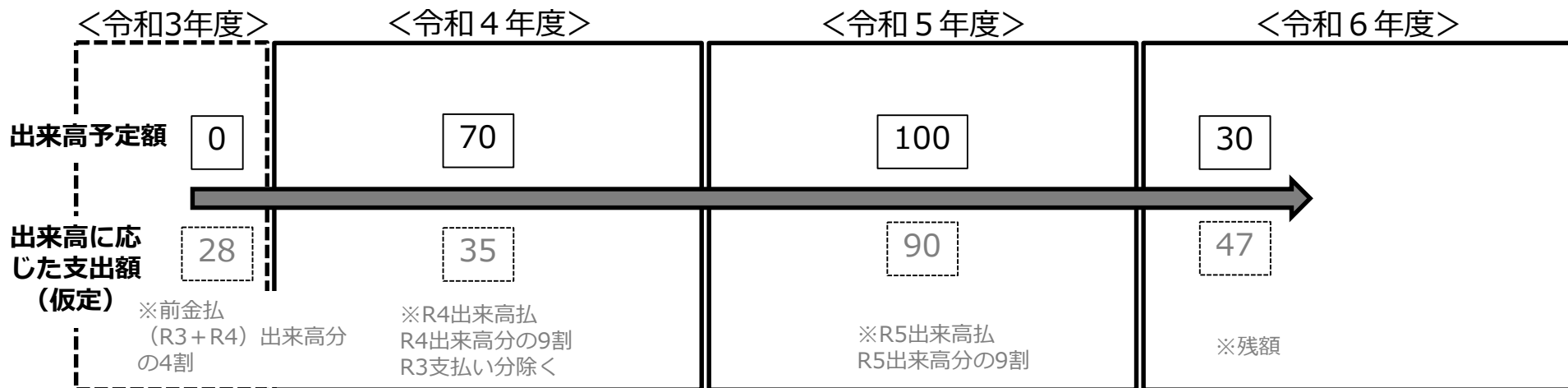
※令和3年度の支払「前金」は必ず取得

※支払条件等の変更あり

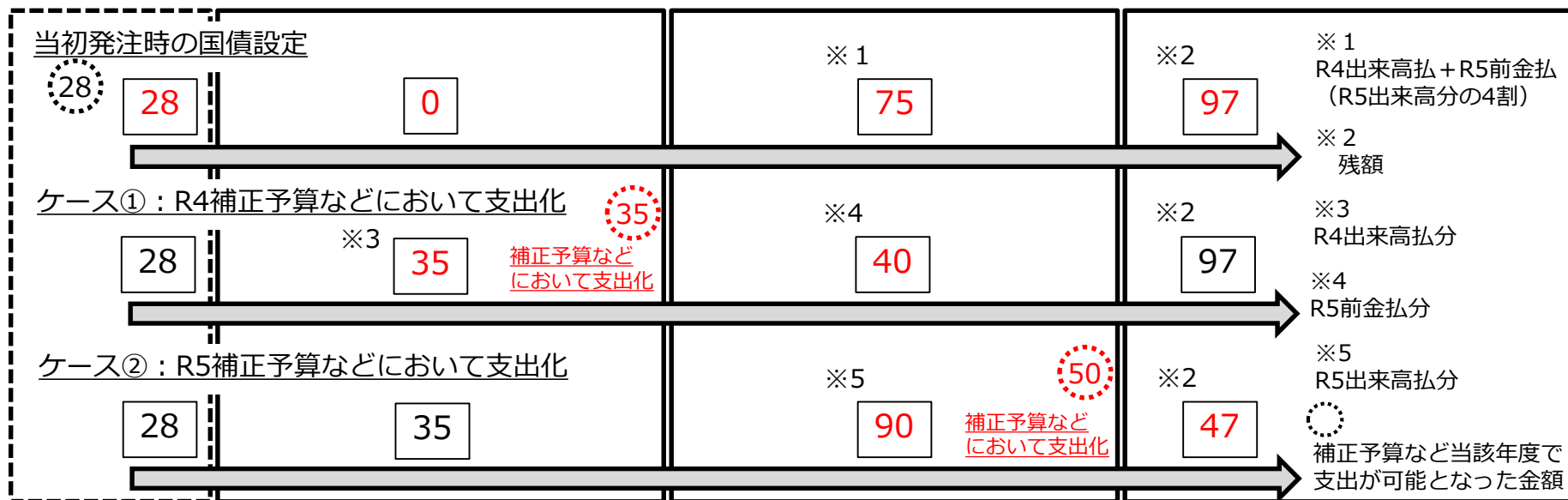
※令和4年度以降、補正予算などにより追加で予算の手当が可能となった場合は変更契約を実施し、部分払を前倒し

「事業加速円滑化国債」の運用例①

■運用例① 【4か年国債の場合】 C=200の工事とした場合



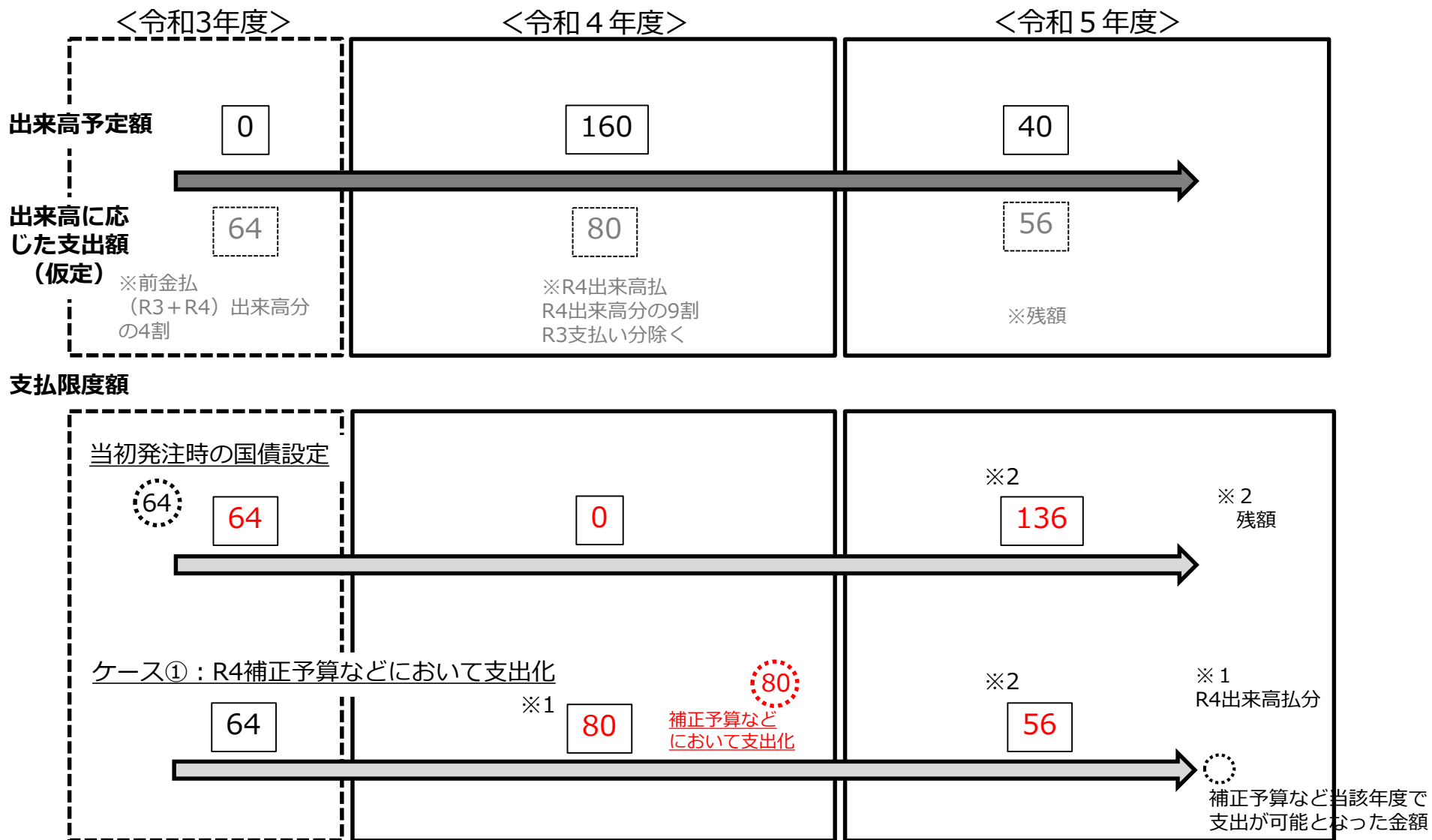
支払限度額



注) 上記作業 (ケース①、②) の手続きにあたっては、変更契約の手続きが必要となります。
 変更契約に伴い、支払限度額・中間前金払・部分払に関わる金額及び支払条件等が変更となります。

「事業加速円滑化国債」の運用例②

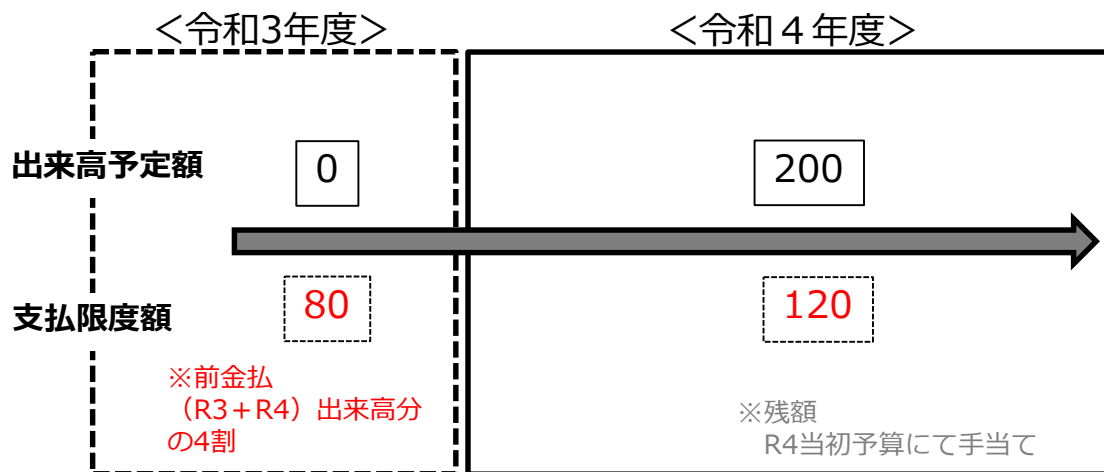
■運用例② 【3か年国債の場合】 C=200の工事とした場合



注) 上記作業 (ケース①) の手続きにあたっては、変更契約の手続きが必要となります。
 変更契約に伴い、支払限度額・中間前金払・部分払に関わる金額及び支払条件等が変更となります。

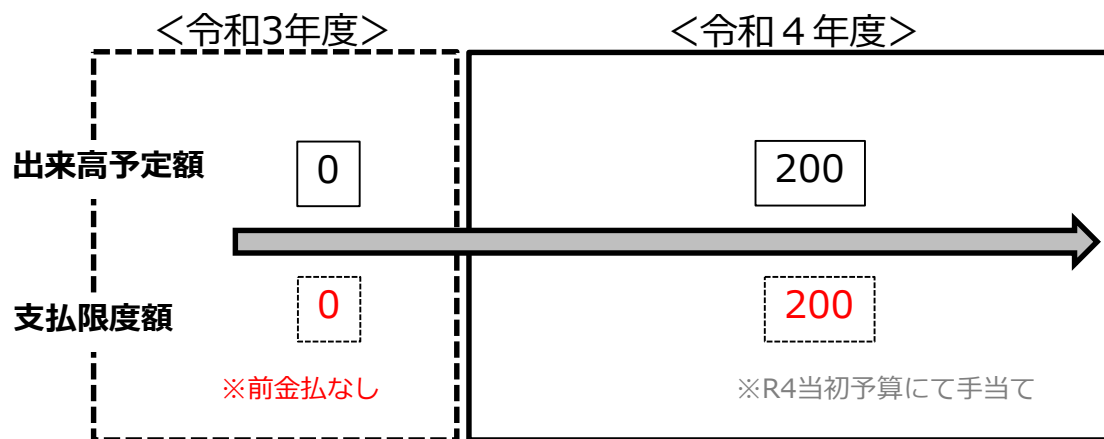
「事業加速円滑化国債」の運用例③

■運用例③ 【2か年国債の場合】 C=200の工事とした場合



注) 2か年国債の場合は、通常の国債と同様の扱いとなります。ただし、P 1 概要資料に記載のとおり、初年度（令和3年度）の前金に関わる支払いが伴いますので、注意願います。

□参考 【2か年国債：ゼロ国の場合】 C=200の工事とした場合



※ゼロ国は初年度（令和3年度）の支払いをゼロとしているので、初年度（令和3年度）の支払い手続きは不用。

入札公告及び入札説明書への記載について

- 事業加速円滑化国債を活用する場合には、入札公告及び入札説明書に以下の内容を記載する。

(記載例)

(○) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に、各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。
支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

- 事業加速円滑化国債を活用する場合においては、入札説明書等に各会計年度における出来高予定額の割合についても同様に明示を行う。

～第40条関係～

注：表に記載の○%については、「運用例②」を想定したケース。

○支払条件（通常の国債工事の場合）

－各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の有無は次のとおりとする

	支払限度額の割合	出来高の有無
令和3年度	32%	無
令和4年度	40%	有
令和5年度	28%	有

○支払条件（事業加速円滑化国債の場合）

－各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は次のとおりとする

	支払限度額の割合	出来高予定額の割合
令和3年度	32%	0%
令和4年度	0%	80%
令和5年度	68%	20%

	支払限度額の割合
令和3年度	32%
令和4年度	40%
令和5年度	28%

※令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、上表のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。

※なお、上表は追加で執行可能となった予算額により令和4年度の出来高予定額の9割まで措置された場合であり、追加の予算額によっては、上表と異なる場合がある。

出来高部分払及び中間前金払の取扱いについて

■ 出来高部分払

○事業加速円滑化国債を活用する契約については、「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号）等に定める「出来高部分払方式」の対象とはしない。

■ 中間前金払

○事業加速化円滑化国債を活用する契約については、「公共工事の代価の中間前金払について」（昭和47年7月25日付け建設省会発第633号）等に定める「中間前金払」の対象とすることができる。受注者が中間前金払を選択した場合は、必要に応じて工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）等の別冊をいう。以下同じ）第41条第1項（※1）を以下のとおり記載するものとする。

□参考 ※1

第41条 国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。



第41条国債に係る契約の前金払（中間前金払を含む。）については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金（中間前払金を含む。以下この条において同じ。）の支払いを請求することはできない。

契約変更の取扱について

■ 各会計年度における支払限度額の変更

○補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合には、速やかに変更契約を実施し、工事請負契約書第40条第1項に記載の各会計年度における支払限度額の変更（※1）を行う。

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

□参考 ※1 第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和	年度	円	令和	年度	円
令和	年度	円	令和	年度	円
令和	年度	円			

■ 部分払の支払回数の変更

○補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合には、上記「支払限度額の変更」とあわせて、工事請負契約書第38条第1項（※2）に記載の工期中に請求できる部分払の回数及び同第42号第3項（※3）に記載の各会計年度に請求できる部分払の回数を変更するものとする。

（部分払）

□参考 ※2 第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、**工期中 回**を超えることができない。

□参考 ※3 （国債に係る契約の部分払の特則）

第42条 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和	年度	回	令和	年度	回
令和	年度	回	令和	年度	回
令和	年度	回			

その他「発注見通し(PPI)」について

■ 発注見通し (PPI) における記載内容について

令和3年度「発注見通し」公表(令和3年10月1日現在)中部地方整備局

国土交通省中部地方整備局における令和3年度工事発注見通しを下記の通り公表します。
なお、ここに記載する内容は、令和3年10月1日時点の見通しであるため、實際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに掲載されない工事が発注される場合があります。
また、主要建設費科目番号は、公表時点の標準の番号であり、公表後変更することがあります。
各案件欄の左側に○印を付した案件については、令和3年10月1日以前に公表済の案件です。

※発注見通し (PPI)
「その他」の欄

公表時点の 公告状況 ○=公表済	発注機関名称	案件名称	入札 予定時期	入札契約方式 名称	施工場所住所 1(自)	施工場所住所 2(自)	施工場所住所 1(委)	施工場所住所 2(委)	工事種別名称	工期	工事概要	工事 その他
	多治見砂防国道事務所	令和3年度 木曾川水系蒲川第2砂防堰堤改築工事	第4四半期	一般競争入札	長野県		木曾郡大桑村		一般土木工事	約12ヵ月	コンクリート堰堤工1式、構造物撤去工1式、仮設工1式	【12月公告予定】 発注規模:100百万円以上200百万円未満 その他:一般競争(分任官)【企業能力評価型】【準特種積算(試行)】実勢価格等変更方式【特別監理技術者配置可能工事】【フレックス余裕期間約1ヵ月】
○	多治見砂防国道事務所	令和3年度 木曾川水系深沢砂防堰堤管理用道路工事	第3四半期	一般競争入札	長野県		木曾郡大桑村		一般土木工事	約9ヵ月	道路土工1式、法面工1式、擁壁工1式、排水構造物工1式、仮設工1式	【9月公告】 発注規模:100百万円以上200百万円未満 その他:一般競争(分任官)【企業能力評価型】【準特種積算(試行)】実勢価格等変更方式【特別監理技術者配置可能工事】【フレックス余裕期間約1ヵ月】
	多治見砂防国道事務所	令和3年度 木曾川水系和合蛇抜沢沈砂池工事	第4四半期	一般競争入札	長野県		木曾郡南木曾町		一般土木工事	約12ヵ月	砂防土工1式、法面工1式、コンクリート堰堤工1式、仮設工1式	【12月公告予定】 発注規模:100百万円以上200百万円未満 その他:一般競争(分任官)【企業能力評価型】【準特種積算(試行)】実勢価格等変更方式【特別監理技術者配置可能工事】【フレックス余裕期間約1ヵ月】
○	多治見砂防国道事務所	令和3年度 上松出孫所管内整備工事	第3四半期	一般競争入札	長野県		木曾郡上松町	長野県 木曾郡南木曾町	維持修繕工事	約12ヵ月	土工 1式、除草工 1式、防護柵工 1式、応急処理事業工 1式、排水構造物工 1式	【9月公告】 発注規模:60百万円以上100百万円未満 その他:一般競争(分任官)【企業能力評価型】【特別監理技術者配置可能工事】【フレックス余裕期間約1ヵ月】

○発注見通し (PPI) においては、『その他』の欄に以下のとおり記載し、適用予算の区分けを行います。

- ・ **補正【国債】** ・ ・ 事業加速円滑化国債を適用した工事
- ・ **補正【ゼロ国】** ・ ・ ゼロ国債を適用した工事
- ・ **補正** ・ ・ 当該年度予算による工事 (繰越承認後に公表・公告を実施)